

事務連絡
令和4年8月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和4年8月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和4年10月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき

61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,040点
- (2) 4分の3冠 1,300点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 418点
 - b 複雑なもの 774点
 - ロ 5分の4冠 974点
 - ハ 全部金属冠 1,225点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 285点
 - b 複雑なもの 566点
 - ロ 4分の3冠 700点
 - ハ 5分の4冠 700点
 - ニ 全部金属冠 877点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5分の4冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	29 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	700 点
(2)	小白歯	700 点
(3)	大白歯	974 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小白歯	35 点
(3)	大白歯	50 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	418 点
ロ	小白歯・前歯	285 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	22 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,092 点
2	銀合金を用いた場合	99 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,411点

ロ 小臼歯 1,062点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 848点

ロ 小臼歯 1,062点

ハ 大臼歯 1,411点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63点

ロ 小臼歯 63点

ハ 大臼歯 63点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鋳造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,348 点
ロ 犬歯・小白歯	1,096 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,096 点
ロ 犬歯・小白歯	842 点
ハ 前歯（切歯）	648 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,128 点
ロ 犬歯・小白歯	882 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	774 点
ロ 犬歯・小白歯	673 点
ハ 前歯（切歯）	624 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	645 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	498 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	312 点
(2) 犬歯・小白歯	337 点
(3) 大白歯	387 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	774 点
ロ 小臼歯・前歯	566 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,808 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,040 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,300 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>418 点</u> b 複雑なもの <u>774 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 81 点 ロ 小白歯・前歯 50 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,052 点 (2) 4分の3冠 1,315 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 447 点 b 複雑なもの 826 点

ロ 5分の4冠	<u>974点</u>	ロ 5分の4冠	1,039点
ハ 全部金属冠	<u>1,225点</u>	ハ 全部金属冠	1,308点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>285点</u>	a 単純なもの	304点
b 複雑なもの	<u>566点</u>	b 複雑なもの	604点
ロ 4分の3冠	<u>700点</u>	ロ 4分の3冠	747点
ハ 5分の4冠	<u>700点</u>	ハ 5分の4冠	747点
ニ 全部金属冠	<u>877点</u>	ニ 全部金属冠	936点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>22点</u>	a 単純なもの	23点
b 複雑なもの	<u>38点</u>	b 複雑なもの	40点
ロ 5分の4冠	<u>50点</u>	ロ 5分の4冠	52点
ハ 全部金属冠	<u>61点</u>	ハ 全部金属冠	64点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>29点</u>	b 複雑なもの	30点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点
ニ 全部金属冠	<u>45点</u>	ニ 全部金属冠	47点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>700点</u>	(1) 前歯	747点
(2) 小臼歯	<u>700点</u>	(2) 小臼歯	747点

(3) 大白歯	974 点	(3) 大白歯	1,039 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大白歯	50 点	(3) 大白歯	52 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	418 点	イ 大白歯	447 点
ロ 小臼歯・前歯	285 点	ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	22 点	イ 大白歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,092 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,166 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	103 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,411 点	イ 大白歯	1,505 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	49 点	大白歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	848 点	イ 前歯	905 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
ハ 大白歯	1,411 点	ハ 大白歯	1,505 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>63 点</u>	イ 前歯	65 点
ロ 小臼歯	<u>63 点</u>	ロ 小臼歯	65 点
ハ 大臼歯	<u>63 点</u>	ハ 大臼歯	65 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,348 点</u>	イ 大・小臼歯	1,363 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,096 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	1,109 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,096 点</u>	イ 大臼歯	1,109 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	852 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>648 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	656 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,128 点</u>	イ 大・小臼歯	1,204 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>882 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	941 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>774 点</u>	イ 大臼歯	826 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>673 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	718 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>624 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	666 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>645 点</u>	(1) 双子鉤	652 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>498 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	504 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>312 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>337 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>387 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>774 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>566 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>38 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>29 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,808 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 333 点</p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 359 点</p> <p>(3) 大臼歯 413 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 826 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 604 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 40 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 30 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,930 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--